

道 路 路 面 復 旧 基 準

平成 8 年 1 0 月 1 日制定

平成 9 年 4 月 1 日施行

平成 1 2 年 6 月 2 7 日改正

平成 1 3 年 4 月 1 日施行

平成 2 0 年 7 月 2 3 日改正

平成 2 1 年 4 月 1 日施行

平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日改正

平成 2 2 年 4 月 1 日施行

平成 2 8 年 3 月 3 日改正

平成 2 8 年 7 月 1 日施行

令和 3 年 3 月 31 日改正

令和 3 年 4 月 1 日施行

鈴鹿市役所 土木部 土木総務課

目	次
道路路面復旧基準（本文）	----- 2
道路路面復旧技術基準	
1. 砂利道	----- 3
2. アスファルト舗装道	----- 3
3. 有効幅員の考え方	----- 6
4. 舗装構成及び復旧幅	----- 6

道路路面復旧基準（本文）

道路の占用許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）が、当該占用の許可に係る工作物等（電柱等の工作物または、上水道、下水道、ガス管等の地下埋設物（以下「占用物件」という））を設置するため、道路路面の復旧工事は、次の各項に掲げるところにより施工するものとする。

1. 道路占用者又は道路工事施工承認を受けた者は、市が管理する砂利道及び舗装道の路面復旧にかかる費用を全額負担するものとする。
2. 道路占用者又は道路工事施工承認を受けた者は、工事中適切に交通整理員及び標識等配置し、十分安全管理に留意し、施工するものとする。

また、市に引き継ぐまでの路面の管理は、道路占用者又は道路工事施工承認を受けた者が十分安全に留意し管理するものとする。

3. 工事に起因して道路及び付属物を破損した場合は、道路占用者又は道路工事施工承認を受けた者において速やかに復旧するものとする。
4. 道路占用者又は道路工事施工承認を受けた者は、占用物件を設置した後、原則として直ちに舗装仮復旧工事を施工しなければならない。

また、その後適切な養生期間を経て、速やかに舗装本復旧工事を施工しなければならない。

5. 本復旧が完了した時、道路占用者又は道路工事施工承認を受けた者は速やかに完成届を市に提出し、検査を受けた後、市に引き継ぐものとする。
6. 引き継ぎ後路面の保証期間は2年間とする。

上記期間内において、路面が沈下または破損した場合は、道路占用者又は道路工事施工承認を受けた者において再復旧しなければならない。

ただし、占用埋設工事に関する工事の瑕疵以外の要因により発生したものについては、この限りでない。

7. 道路の舗装完了後、原則として3年以内の掘削は、許可しないものとする。

ただし、事故、破損、災害その他により、緊急を要する場合および給水引き込み等予測できないものはこの限りでない。

道路路面復旧技術基準

1. 砂利道

(1) 埋戻し

掘削後の埋戻しは、埋杭内の水等を排除し、各層（層厚は原則として30cm以内、ただし、路床部にあっては20cm以内）ごとに、タンパ等適当な締め固め機械で十分締め固めること。

現場発生土を埋戻しに使用する場合には、三重県公共工事共通仕様書に従い、土質区分判定のための調査試験を実施し、公共工事の場合は工事発注者へ、その他の工事の場合は道路管理者へ、土質の試験結果を提出し承認を得たうえで、適用する範囲内で現場発生土を埋戻しに使用できる。

また、工事間流用土については上記現場発生土と同じ調査試験の結果を、購入土（改良土を含む）については品質管理資料を、公共工事の場合は工事発注者へ、その他の工事の場合は道路管理者へ、提出し承認を得たうえで使用することができる。

ただし、調査試験を実施しない場合、あるいは品質管理資料の提出がない場合等は、切込碎石、再生碎石（最大粒径40mm以下）、購入土（改良土を含む）を使用する。

(2) 碎石舗装工

掘削幅に両側20cmを加え、層厚は最大粒径の3倍以上かつ10cm以上とし、切込碎石（最大粒径40mm以下）を使用し、適当な締め固め機械で転圧して仕上げること。

ただし、再生碎石の使用は原則として不可とする。

２． アスファルト舗装道

（１）掘削

舗装の取り壊しは、コンクリートカッターを用い、必要最小限幅にすること。

（２）埋戻し

掘削後の埋戻しは、埋杭内の水等を排除し、各層（層厚は原則として３０cm以内、ただし、路床部にあっては２０cm以内）ごとに、タンパ等適当な締め固め機械で十分締め固めること。

掘削土を埋戻しに使用する場合には、三重県公共工事共通仕様書に従い、土質区分判定のための調査試験を実施し、公共工事の場合は工事発注者へ、その他の工事の場合は道路管理者へ、土質の試験結果を提出し承認を得たうえで、適用する範囲内で現場発生土を埋戻しに使用できる。

また、工事間流用土については上記現場発生土と同じ調査試験の結果を、購入土（改良土を含む）については品質管理資料を、公共工事の場合は工事発注者へ、その他の工事の場合は道路管理者へ提出し承認を得たうえで使用することができる。

ただし、調査試験を実施しない場合、品質管理資料の提出がない場合は、切込碎石、再生碎石（最大粒径４０mm以下）を使用するものとする。

(3) 路盤工

下層路盤工は切込碎石、再生碎石（最大粒径 40 mm 以下）を使用し、層厚 20 cm 以内、
上層路盤工は粒調碎石（最大粒径 30 mm 以下）を使用し、層厚 15 cm 以内で、適当な締め
固め機械で十分締め固めること。

また、路盤の最小厚さは、下表のとおりとする。

工法・材料	1 層の最小厚さ
瀝青安定処理	最大粒径の 2 倍かつ 5 cm
その他の路盤材	最大粒径の 3 倍かつ 10 cm

路盤仕上げ完了後は速やかに、工事発注者、道路管理者立会いのうえ、原則、プルー
ローリング試験及び現場密度試験を実施し、アスファルト舗装前に試験結果を提出し、確
認の上舗設すること。

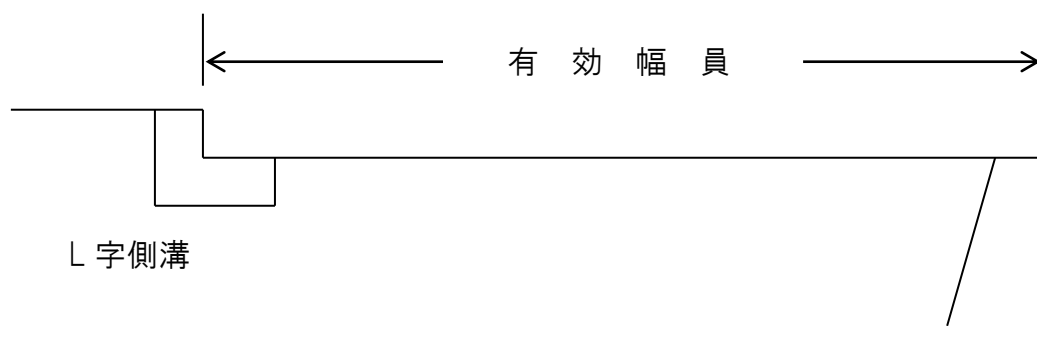
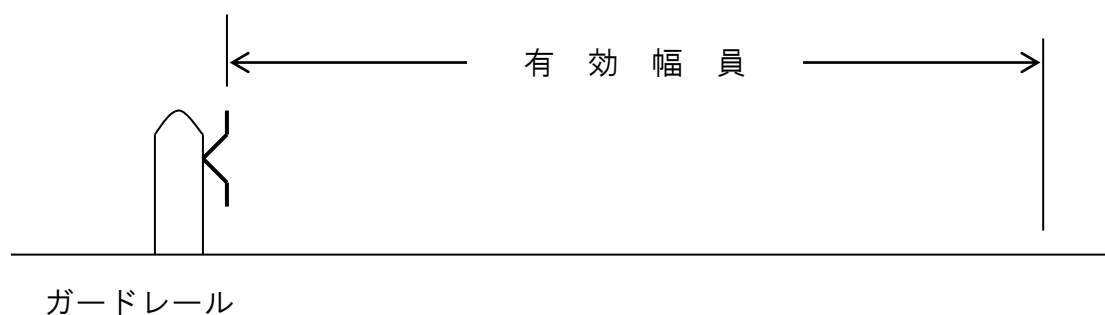
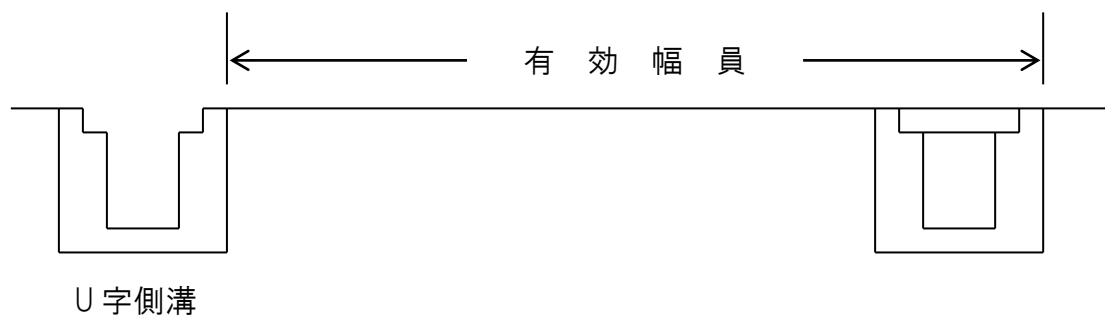
但し平板載荷試験を必要とする場合は、 $K30 = 28 \text{ kg/cm}^2$ 以上とする。

(4) 基層工及び表層工

加熱混合材（粗粒度アスファルトコンクリート及び密粒度アスファルトコンクリート）
を使用するものとするが、再生アスコンを使用できるものとする。

また、大型車が通行する場合は、アスファルトの骨材最大粒径 20 mm、大型車の通行が
激しい場合（おおむね B 交通以上、またはアスファルト舗装厚 10 cm 以上）は、改質ア
スファルトを原則とする。舗装構成については別表に定めた基準があるが、特殊舗装ある
いは現況舗装厚が基準以上あり、基準によりがたい場合は、原形復旧を原則とするが、その
都度道路管理者と協議するものとする。

3. 有効幅員の考え方



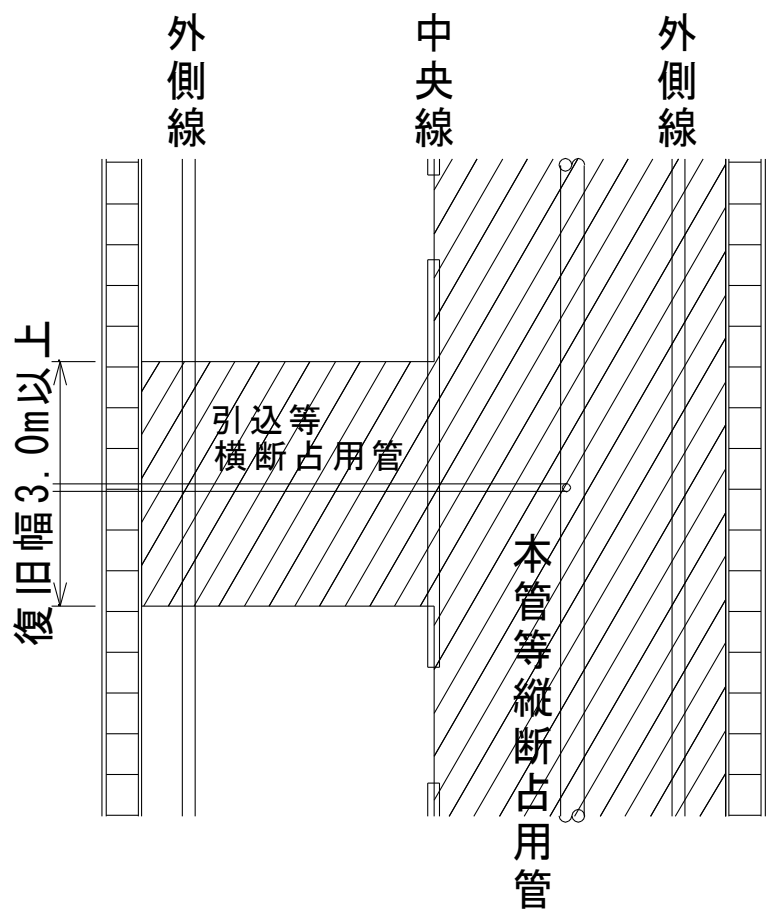
4. 舗装構成及び復旧幅

		舗装構成	復旧幅
車道	2車線以上	協議による	当該の車線を全幅復旧とする (1車線復旧)
	有効幅員 5.5m 以上 (1車線)	表層 5 cm 上層 10 cm 下層 12 cm	掘削幅+2×影響幅 (30cm) + 絶縁線との残幅 (120 cm以内は全幅)
	有効幅員 4.0m 以上 5.5m 未満	表層 4 cm 路盤 20 cm	掘削幅+2×影響幅 (30cm) + 絶縁線との残幅 (120 cm以内は全幅)
	有効幅員 4.0m 未満	表層 4 cm 路盤 20 cm	掘削幅+2×影響幅 (20cm) + 絶縁線との残幅 (120 cm以内は全幅)

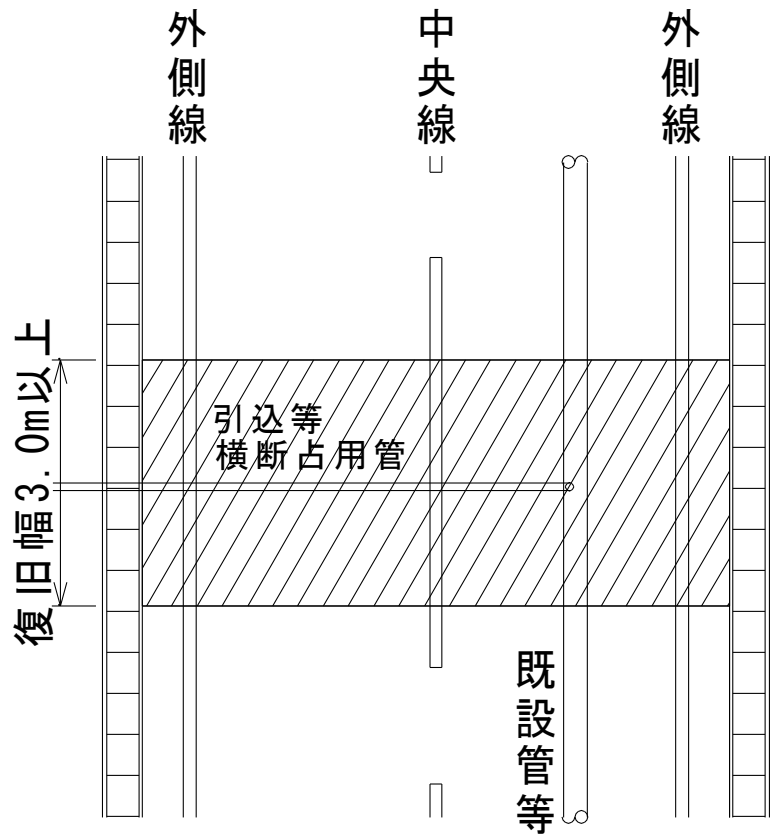
		舗 装 構 成	復 旧 幅
歩 道	通 常 部	表層 3 cm 路盤 12 cm	掘削幅+2×影響幅 (20 cm) + 絶縁線との残幅 (120 cm以内は全幅)
	乗 入 部 (乗用車)	表層 4 cm 路盤 20 cm	掘削幅+2×影響幅 (20 cm) + 絶縁線との残幅 (120 cm以内は全幅)
	乗 入 部 普通貨物自動車 6.5 t 積以下	表層 5 cm 上層 10 cm 下層 15 cm	掘削幅+2×影響幅 (30 cm) + 絶縁線との残幅 (120 cm以内は全幅)
	乗 入 部 中大型貨物自動車 6.5 t 積超	表層 10 cm 上層 15 cm 下層 20 cm	掘削幅+2×影響幅 (30 cm) + 絶縁線との残幅 (120 cm以内は全幅)
	インターロッキングブロック 通 常 部	I.L ブロック(6cm) 砂または モルタル 3 cm 路盤 12 cm	掘削幅+2×影響幅 (30 cm) + 絶縁線との残幅 (120 cm以内は全幅)
	インターロッキングブロック 乗入部 (普通車)	I.L ブロック(8cm) 砂または モルタル 3 cm 路盤 20 cm	掘削幅+2×影響幅 (20 cm)
	インターロッキングブロック 普通貨物自動車 6.5 t 積以下	I.L ブロック(8cm) 砂または モルタル 3 cm 上層 10 cm 下層 15 cm	掘削幅+2×影響幅 (30 cm)
	インターロッキングブロック 中大型貨物自動車 6.5 t 積超	I.L ブロック(8cm) モルタル 3 cm 瀝安または コンクリート 10 cm 下層 20 cm	掘削幅+2×影響幅 (30 cm)

- 注 (1) 仮復旧は密粒アスコン厚 3 cmを原則とする。(再生アスコン可)
- (2) 歩道の車両乗入部の路盤以下に埋戻しがある場合は、アスファルト舗装道の埋め戻しによるものとする。
- (3) 引込み等の道路横断する部分の車道の復旧方法については上表(車道)に準じるが、2車線以上の道路の場合は、縦断方向の復旧幅を 3.0m以上とする。
(下記参考図参照)
- (4) 舗装の打継目は、絶縁線とする。
- (5) マンホールや消火栓・集水枥を含んだ場所、又は交差点内での舗装については、舗装範囲を道路管理者と協議すること。
- (6) 主要市道の舗装構成は、別紙のとおりとする。
- (7) 上記以外の舗装の場合は、現況舗装調査のうえ、別途協議するものとする。

(参考図 1)



(参考図 2)



鈴鹿市 路面復旧工事 標準構造図

() は大型車交通量

種別	N1～N3交通（99台/日以下）L交通		N4交通（100～249台/日）A交通		N5交通（250～999台/日）B交通		
道路構造断面図	掘削幅 影響幅 12010050 表層 上層路盤 下層路盤 埋戻し土 (C-40またはRC-40) 表層 上層路盤 TA=11 H=25 設計CBR8以上		掘削幅 影響幅 14013050 表層 上層路盤 下層路盤 埋戻し土 (C-40またはRC-40) 表層 上層路盤 TA=13 H=32 設計CBR12以上		掘削幅 影響幅 1401005050 表層 基層 上層路盤 下層路盤 埋戻し土 (C-40またはRC-40) 表層 基層 上層路盤 TA=17 H=34 設計CBR12以上		
	使用材料	工種	名称	工種	名称	工種	名称
		表層	(再生)密粒度アスコン（13）	表層	(再生)密粒度アスコン（13）	表層	AS改質（Ⅰ型又はⅡ型）密粒度アスコン（20）
						基層	(再生)粗粒度アスコン（20）
		上層路盤	粒調碎石（M-30）	上層路盤	粒調碎石（M-30）	上層路盤	粒調碎石（M-30）
	下層路盤	クラッシャラン（C-40またはRC-40）	下層路盤	クラッシャラン（C-40またはRC-40）	下層路盤	クラッシャラン（C-40またはRC-40）	
種別	N6交通（1000～2999台/日）C交通		N7交通（3000台/日以上）D交通		備考		
道路構造断面図	掘削幅 影響幅 1201005050 表層 基層 上層路盤 下層路盤 埋戻し土 (C-40またはRC-40) 表層 基層 上層路盤 TA=20 H=30 設計CBR20以上		掘削幅 影響幅 1609010050 表層 基層 上層路盤 下層路盤 埋戻し土 (C-40またはRC-40) 表層 基層 上層路盤 TA=26 H=40 設計CBR20以上		1. 使用材料の名称は、 例：密粒度アスコン（20） ↑ 骨材の最大粒径 AS改質Ⅱ型 ↑ アスファルトの種類 2. 密粒度アスコンの密度は、 車道の密粒・粗粒・瀝安は2.35t/m3 3. アスファルト混合物の突固め回数は、アスファルト舗装要綱による。 4. 材料の品質は三重県公共工事共通仕様書に準拠すること。 RC-40は鉄鋼スラブを含まないもの。 5. 路面表示類は、交通規制と交通安全確保のため、 溶融式区画線で原形復旧すること。 6. 影響幅の既設上層路盤厚が確保できれば、道路管理者協議のうえ 写真確認または現地確認により認めた場合は、不陸正整（補充材有り） で施工出来ることとする。		
	使用材料	工種	名称		名称		
		表層	AS改質Ⅱ型密粒度アスコン（20）	表層	AS改質（Ⅱ型又はⅢ型）密粒度アスコン（20）		
		基層	AS改質Ⅱ型粗粒度アスコン（20） 又は（再生）粗粒度アスコン（20）	基層	AS改質（Ⅱ型又はⅢ型）粗粒度アスコン （2層仕上げとする）（20）		
		上層路盤	（再生）瀝青安定処理（30）	上層路盤	（再生）瀝青安定処理（30）		
下層路盤		クラッシャラン（C-40またはRC-40）	下層路盤	クラッシャラン（C-40またはRC-40）			

R3. 4. 1